

倫 理 規 則

(制定 昭和 41 年 12 月 1 日)

最終変更 平成 19 年 12 月 10 日

倫理規則の主旨及び精神

公認会計士は、監査及び会計に関する職業的専門家として、公共の利益に資するため、その専門能力に基づき誠実かつ公正に業務を行い、社会の健全な発展に寄与することを使命とする。

自己責任の原則に支えられる社会においては、財務情報の開示制度の充実と開示された財務情報の信頼性の確保が必要とされる。それゆえに職業的専門家としての公認会計士に次の行動規準が求められている。

- ① 業務を遂行するに当たって達成すべき品質を確保すること。
- ② 社会に対する責任を認識し、その負託に応えるため、自らの業務上の行為を律する厳格な職業倫理に則って行動すること。

公認会計士は、自らの使命と行動規準の重要性を自覚し、その専門分野に関する不断の研鑽に励み、深い教養の涵養と高い品性の陶冶に努め、正当な注意と適切な判断によって業務を行い、また、監査及びその他の保証業務を行うに当たっては、常に独立不羈の立場を堅持し、確固たる社会的信頼が得られるように行動しなければならない。

日本公認会計士協会は、公認会計士がその社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え得るよう、ここに倫理規則を定めるものである。

日本公認会計士協会の会員及び準会員は、以下の倫理規則を遵守して行動することはもとより、ここに規定されていない事項についても、その制定の主旨を正しく理解し行動しなければならない。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、会則第 43 条の規定に基づき、会員及び準会員（以下「会員」という。）が遵守すべき倫理に関する事項を定める。

2 会員は、この規則の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの規則に規定されていない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、本会に相談することができる。

(基本原則)

第 2 条 会員は、専門業務を遂行するに際し、次の基本原則を遵守しなければならない。

(誠実性)

2 会員は、常に誠実に行動しなければならず、次の情報の作成や開示に関与してはならない。

- 一 虚偽又は誤解を招くおそれのある情報
- 二 重要な誤謬を含む情報
- 三 重要な事項について省略又は隠蔽を含む情報

(公正性)

3 会員は、偏見、利益相反の関係を持ってはならず、かつ客觀性を損なうような他の者からの圧力に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

公正な立場の堅持は、業務上の判断における客觀性の保持を求めるものであり、業務執行の目的の妥当性、業務執行に当たって裁量すべき事項の選定や判断についての偏りのないこと、さらに、これらの判断についての適正性が他の者により検証しうることを含む。

(専門能力)

4 会員は、適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう、必要とされる専門能力を維持しなければならない。

(正当な注意)

5 会員は、職業的専門家としての正当な注意を払わなければならず、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 専門業務を遂行するに際しては、職業上の要件に従い、また、専門的基準に準拠すること。
- 二 専門業務の固有の限界について、依頼人、雇用主及びその他の専門業務の利用者に説明すること。

(守秘義務)

6 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他の者に漏洩したり、自己又は第三者の利益のために利用してはならない。

業務上知り得た秘密とは、会員が、会計事務所等、雇用主（潜在的な雇用主を含む。）、依頼人（潜在的な依頼人を含む。）及び業務上の対象となった会社等から知り得た秘密をいう。

会員は、業務上知り得た秘密を利用しているのではないかという外観を呈することがないよう留意しなければならない。

7 第6項の義務（以下「守秘義務」という。）は、会員が、会計事務所等を退所し、依頼人又は雇用主との関係が終了した後も解除されない。

8 会員は、使用人、その他の従業者及び会員の求めに応じて助言・支援を行う者に対しても守秘義務を遵守させる義務を負う。

9 次の場合など正当な理由があるときは、会員の守秘義務は免除される。

一 依頼人から守秘義務の解除の了解が得られている場合。ただし、それによって影響を受けることが予想される者も含めたすべての関係者の利害を考慮しなければならない。

二 法令によって守秘義務の解除が要求されている場合

　イ 訴訟手続の過程で文書を作成し又は証拠を提出するとき。

　ロ 法令等に基づく、質問、調査又は検査に応じるとき。

　ニ 法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。

三 守秘義務が解除される職業上の義務又は権利がある場合

　イ 訴訟手続において会員の職業上の利益を擁護するとき。

　ロ 本会の品質管理レビューに応じるとき。

　ハ 会則等の規定により本会からの質問又は調査に応じるとき。

　ニ 監査人の交代に際し、監査業務の引継を行うとき。

(職業的専門家としての行動)

10 会員は、常に職業的専門家としての自覚を持ち、また、関連する法律と規則を遵守し、いやしくも会員の信用を傷つけ、又は会員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

(概念的枠組みの適用)

第3条 会員は、前条の基本原則に対する脅威となる状況又は関係を認識した場合、その脅威の程度を評価しなければならない。

2 会員は、その脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

3 会員は、脅威の程度を評価する際、量的要因と質的要因の双方を考慮しなければならない。

4 会員は、脅威に対し適切な措置を講じることができない場合、専門業務を辞退若しくは撤退するか、あるいは必要に応じて、依頼人又は雇用主との関係を終了しなければならない。

5 会員は、この規則の規定に違反していることに気付いた場合には、その違反をすみやかに是正し、又は適切な措置を講じなければならない。

6 会員は、会員と支配従属関係にある会社等が実施する専門業務においても第1項から第5項までの規定が適用されることに留意しなければならない。

第2章 会計事務所等及び会計事務所等所属の会員を対象とする規則

(依頼人の誠実性の考慮)

第4条 新たな専門業務を受嘱する際、依頼人の違法行為への関与、不正、問題のある財務報告などにより、会員の誠実性又は職業的専門家としての行動の原則に対する脅威が

生じる可能性がある。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 依頼人、株主、経営者及び企業統治と事業活動に責任を負う者に関する情報を収集し内容を確認すること。
 - 二 依頼人から企業統治又は内部統制の改善に関する確約を取り付けること。
- 3 会員は、誠実性又は職業的専門家としての行動の原則に対する脅威を適切な措置によって除去できず又は許容可能な水準にまで軽減できない場合、業務を受嘱してはならない。
- 4 業務を継続して受嘱する場合には、その都度受嘱の適否に関する判断を行わなければならない。

(業務チームの専門能力)

第5条 依頼人から特定の専門業務を受嘱する際、業務チームが業務を適切に遂行する能力を有していないならば、専門能力及び正当な注意の原則に対する脅威が生じる。また、自らの専門能力を超えた過大な期待を依頼人に与えることによって専門能力及び正当な注意の原則に対する脅威が生じる。会員は、依頼人から特定の専門業務を受嘱する前に、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 依頼人の事業の性格、事業活動の複雑性、業務の具体的要件、及び遂行する業務の目的、性格及び範囲を十分に理解すること。
 - 二 関連する業界及び業務対象について知識を得ること。
 - 三 関連する規制及び報告要件について知識を得ること。
 - 四 必要な能力を備えた従事者を適切に配置すること。
 - 五 必要に応じて専門家を利用すること。
 - 六 業務遂行に必要な時間の確保について依頼人の同意を得ること。
 - 七 業務を適切に遂行できる場合にのみ業務を受嘱することに関する品質管理の方針及び手続を遵守すること。
- 3 会員は、専門家を利用する場合、専門家としての能力、利用可能な資源及び適用される職務・倫理規準等を考慮し、業務が適切に遂行されるかどうかを検討しなければならない。

(現任会員との交代)

第6条 依頼人から現任会員との交代を依頼される場合、現任会員が専門業務を継続して受嘱しない理由に基本原則の遵守が困難となる状況など職務上の事由が存在し、会員が

関連する事実を十分に知る前に当該業務を受嘱するならば、専門能力及び正当な注意の原則に対する脅威が生じる可能性がある。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

2 前項においては、次の事項に留意しなければならない。

一 専門業務の性格によっては、現任会員と依頼人との意見の相違があり、交代の理由がその事実を十分に反映していない場合、現任会員と直接協議し、事実及び状況に関する確証を得ること。

二 現任会員は守秘義務による制約を受けており、依頼された会員との間で依頼人の事情をどこまで協議できるか又は協議すべきかは、当該業務の性格と次の事項に依存すること。

イ 協議することについての依頼人からの承諾の有無

ロ 現任会員との連絡及び事実の開示に関する法的又は倫理的な要件

3 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

一 依頼人の事情について現任会員と十分かつ自由に協議すること。

二 業務の受嘱を判断する前に会員が知っておくべき事実や状況について、情報を提供するよう現任会員に依頼すること。

三 業務を受嘱する前に提案書において、現任会員と会い、職務その他の面で依頼を受諾すべきでない理由があるかどうかに關し質問することを受嘱の条件として明示すること。

4 会員は、現任会員と十分に協議することができない場合には、より慎重に、受嘱することが適切か否かを検討しなければならない。

(現任会員の専門業務の補完的・追加的業務の受嘱)

第7条 現任会員の専門業務の補完的又は追加的な業務を依頼される場合、情報が不足又は不完全であるために専門能力及び正当な注意の原則に対する潜在的脅威が生じる可能性がある。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

一 依頼された業務に他の会員がかかわっていることの有無を確認し必要な情報を得ること。

二 依頼人の了解を得た上で依頼された業務について現任会員に通知し必要な情報を得ること。

(依頼人との利害の相反)

第8条 会員が依頼人と直接対立又は競合していたり、依頼人の主要な競合先と共同事業又はこれに類似する形態の事業を営んでいる場合には、公正性の原則に対する脅威が生

じる可能性がある。また、利害が相反する複数の依頼人、又は特定の事項について対立する関係にある複数の依頼人に対し専門業務を実施する場合にも、公正性又は守秘義務の原則の遵守に対する脅威が生じる可能性がある。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

- 一 会員の業務又は取引が依頼人の利害に相反する可能性があることを依頼人に通知し同意を得ること。
- 二 会員が複数の当事者のために行動しており、その行動が各当事者間の利害に相反する可能性があることを当事者に通知し同意を得ること。
- 三 会員が提供する専門業務が特定の依頼人のためにのみに提供されるものではないことを依頼人に通知し同意を得ること。

3 次の事項を追加的に適切な措置として検討する必要がある。

- 一 別個の業務チームを編成すること。
 - 二 情報へのアクセスを防止する措置を講ずること。
 - 三 業務チームの構成員に対して情報セキュリティ及び守秘義務に関する明確な指針を示すこと。
 - 四 当該業務又は取引に係る会計事務所等の従業者（監査法人の場合は社員を含む。）から守秘義務に関する同意を得ること。
 - 五 依頼人の業務に関与していない上位者が適切な措置の適用を定期的に検証すること。
- 4 会員は、公正性又は守秘義務の原則に対する脅威を、適切な措置によって除去できず又は許容可能な水準にまで軽減できない場合、業務を受嘱してはならない。
(セカンド・オピニオン)

第9条 現任会員の依頼人から、特定の取引等における会計又は監査等の基準若しくは原則の適用について意見（以下「セカンド・オピニオン」という。）を提供するよう依頼された場合には、現任会員が入手した事実と同一の事実に基づかないこと、又は不適切な証拠に基づくことにより正当な注意の原則に対する脅威が生じる可能性がある。脅威の程度は、依頼人がセカンド・オピニオンを必要とする事情や職業的専門家としての意見を表明するに際して必要となる事実及び証拠の入手の可能性に依存する。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

- 一 現任会員と協議することについて依頼人の同意を得ること。
 - 二 依頼人に対し事実の開示や証拠の入手が限定された場合には意見の表明に制約があることを説明すること。
- 3 会員は、セカンド・オピニオンの依頼人が現任会員と協議することに同意しない場合

には、より慎重に、意見を提供することが適切か否かを検討しなければならない。
(報酬の水準)

第10条 会員は、専門業務の内容及び価値に基づいた適正な報酬を請求し、正当な根拠に基づかない低廉な報酬の提示及び請求を行ってはならない。

2 会員は、報酬を算定するに当たり、次の事項を考慮し、提供する業務の範囲及び報酬の算定根拠を依頼人に適切に説明しなければならない。

- 一 業務に要求されている知識及び技能
- 二 業務の従事者に必要とされる訓練及び経験の程度
- 三 業務を適切に遂行するために必要とする執務時間
- 四 業務の遂行に課されている責任の度合

(成功報酬)

第11条 取引の成果若しくは結果、又は遂行した専門業務の結果に応じて報酬を決定するという取り決め（以下「成功報酬」という。）に基づいて保証業務を受嘱した場合、公正性の原則に対する脅威が生じる。その脅威は、いかなる適切な措置を講じても軽減することができない。したがって、会員は、成功報酬による保証業務を受嘱してはならない。

2 成功報酬により非保証業務を受嘱した場合、公正性の原則に対する脅威が生じる可能性がある。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

3 前項の脅威に対し会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

- 一 報酬の算定基準をあらかじめ書面の形で依頼人と合意しておくこと。
- 二 成功報酬に関する適切な方針及び手続を策定し遵守すること。

(紹介手数料)

第12条 会員は、専門業務を受嘱又は実施するに当たって、業務を紹介し又は紹介されたことに関して、紹介手数料、仲介料、その他当該業務から生じる報酬若しくはその他の対価を受領し、又は支払ってはならない。

(広告)

第13条 会員は、専門業務の広告を行う過程において、正直かつ誠実に行動しなければならず、公認会計士の品位と信用を損なうようなことを行ってはならない。

2 会員は、公認会計士の品位と信用を損なわないために、次の事項に注意しなければならない。

- 一 業務、資格又は経験に関して誇張した広告をしないこと。
- 二 他の会員を誹謗中傷する広告、又は比較広告をしないこと。
- 三 真実の情報を伝えること。
- 四 法令又は本会の会則及び規則に違反する広告をしないこと。

3 会員は、広告の方法及び内容の適切さに疑問を感じた場合、本会に相談することがで

きる。

(贈答・接待)

第14条 保証業務の依頼人から贈答若しくは接待を受けること、又は当該依頼人に対し贈答若しくは接待を行う場合には、公正性の原則に対する脅威が生じる。脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、脅威は、いかなる適切な措置を講じても許容可能な水準にまで軽減することはできない。したがって、会計事務所等又は保証業務チームの構成員は、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、贈答又は接待を受けたり、行ってはならない。

- 2 非保証業務の依頼人から贈答若しくは接待を受けること、又は依頼人に対し贈答若しくは接待を行う場合には、公正性の原則に対する脅威が生じる。脅威の程度は、贈答若しくは接待の性格、金額及び意図などに依存する。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
- 3 前項の脅威に対し会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 贈答・接待に関する適切な方針及び手続を定め遵守すること。
 - 二 贈答・接待に関する責任者の承認を得ること。
 - 三 贈答・接待の内容を文書化し報告すること。

(専門業務の公正性)

第15条 専門業務の遂行に際して、会員、会員の配偶者又は会員と生計を一にする2親等以内の親族が依頼人又は依頼人の役員及び従業員との間に利害関係又は親密な関係がある場合には、公正性の原則に対する脅威が生じる可能性がある。公正性の原則に対する脅威は業務の置かれた環境及び業務の性格に依存する。会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 2 会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 業務チームから外れること。
 - 二 監督者による従業者を監督するための手続を実施すること。
 - 三 脅威を生じる金銭的利害関係又はビジネス上の関係を解消すること。
 - 四 会計事務所等内の上級管理者と協議すること。
 - 五 依頼人の統治責任者と協議すること。

(独立性)

第16条 会員は、保証業務を受嘱又は継続するに際し、依頼人から独立した立場を保持しなければならない。

- 2 会員は、保証業務チームの構成員、従業者、会員と支配従属関係にある会社等又はネットワーク・ファームが依頼人との独立性の保持に疑いをもたれるような状況又は関係を有しないよう留意しなければならない。
- 3 会員は、次の精神的独立性と外観的独立性の双方を保持しなければならない。

一 精神的独立性

専門家としての判断を危うくする誘因や圧力に影響されることなく意見を表明できる精神を持ち、誠実に行動し、公正性と専門家としての懐疑心を堅持できること。

二 外観的独立性

適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている第三者から、会員又は保証業務チームの構成員の誠実性、公正性若しくは専門家としての懐疑心が損なわれていると合理的に判断される重要な事実及び状況がないこと。

4 会員は、財務諸表監査の依頼人との関係において、法令に規定する利害関係を有してはならない。

5 会員は、金融商品取引法に定める監査以外の監査を受嘱又は継続するに際しては、前項に加えて、次の各号の一に該当する関係を有してはならない。

一 財務諸表監査に補助者として従事する者にあっては、公認会計士法第24条第1項第1号若しくは第2号若しくは同条第3項又は公認会計士法施行令第7条第1項第1号、第4号から第6号まで、第8号若しくは第9号に掲げる関係

二 公認会計士、外国公認会計士にあっては、その2親等以内の親族が、監査法人にあっては監査証明に係る業務を執行する社員の2親等以内の親族が、公認会計士法第24条第1項第1号又は公認会計士法施行令第7条第1項第1号に掲げる関係

6 会員は、保証業務を受嘱又は継続するに際し、独立性の保持に疑いをもたれるような状況又は関係を認識した場合には、特定の状況又は関係に応じて、独立性に対する脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減し、独立性を保持しなければならない。

7 会員は、この規則と別途に示す「独立性に関する概念的枠組み適用指針」に基づいて独立性の保持を判断しなければならない。

(品質の保持)

第17条 会員は、専門業務の遂行に当たり、組織体制を整備し、また、使用人その他の従業者に対する適切な指導監督を行うなど、その品質の保持に努めなければならない。

(名義貸しの禁止)

第18条 会員は、自己の使用人以外の者に自己の名をもって専門業務を行わせること、又は自己の使用人以外の者が実施した専門業務について自己の意見を表明することを行ってはならない。

(将来の事象に対する意見の表明)

第19条 会員は、将来の事象に対する予測について意見を述べる場合に、その予測の実現を保証すると誤解される表現又は方法で意見を表明してはならない。

(兼業)

第20条 会員は、専門業務を実施するに当たって、誠実性、公正性若しくは社会的信頼を

損なう又は損なうおそれがある他の業務、職業又は活動に従事してはならない。

(会員相互間の行為)

第 21 条 会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 他の会員に対する誹謗又は名誉毀損
- 二 他の会員の業務への不当な侵害
- 三 他の会員の業務に著しく支障をきたすおそれのある場合の当該他の会員の使用人に
 対する雇用の申込み

(共同業務)

第 22 条 会員が共同して専門業務を行う場合、相互に十分な連絡協議を行わなければなら
 ない。

(監査法人の名称)

第 23 条 会員は、監査法人の設立、名称変更及び合併に際し、公認会計士としての品位を
 失墜するような名称を使用してはならない。

- 2 会員は、監査法人の設立、名称変更及び合併に際し、他の監査法人等（共同事務所及
 び外国事務所（公認会計士事務所に相当する外国事務所））の名称と同一又は類似の名称
 を使用してはならない。
- 3 会員は、監査業務の公共性にかんがみ、監査法人の設立、名称変更及び合併に際し、
 使用名称について、あらかじめ本会に問い合わせるものとする。

第 3 章 企業等所属の会員を対象とする規則

(基本原則の遵守)

第 24 条 企業等所属の会員は、公認会計士の使命と行動規準の重要性を自覚し、第 2 条の
 基本原則を遵守しなければならない。

(潜在的相反)

第 25 条 企業等所属の会員が、次の行為をとるよう直接又は間接の圧力を受けた場合には、公正性の原則に対する脅威が生じる。企業等所属の会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 一 法律や規則に反する行為
 - 二 専門的職業上の諸基準に反する行為
 - 三 不正、又は違法な利益戦略に関与する行為
 - 四 所属する企業等の監査人若しくは規制当局を欺く、又は意図的に判断を誤らせる行為
 - 五 不正な財務報告又は非財務報告に關与する行為
- 2 企業等所属の会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 所属する組織の上級機関、独立した専門家又は専門職業団体から助言を得ること。

二 所属する組織の正式な紛争解決手続に委ねること。

三 法律相談を受けること。

(情報の作成及び報告)

第 26 条 企業等所属の会員は、情報の作成又は報告にかかる場合、権限の範囲内において、情報が関連する専門的基準に準拠して作成又は報告されるよう行動しなければならない。

2 企業等所属の会員は、財務諸表の作成又は承認に責任を負っている場合には、関連する財務報告基準等に準拠しなければならない。

3 不正な情報の作成又は報告に関与させようとする圧力を受けた場合には、公正性、専門能力及び正当な注意の原則に対する脅威が生じる。企業等所属の会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

4 企業等所属の会員が講じるべき適切な措置としては、所属する組織の上級機関、独立した専門家又は専門職業団体に相談することが挙げられる。

(専門知識及び経験)

第 27 条 企業等所属の会員は、自らが有する専門知識及び経験について、雇用主を意図的に欺いてはならない。また、必要に応じ専門家による適切な助言や支援を求めなければならない。

2 企業等所属の会員は、次の場合には、専門能力及び正当な注意の原則に対する脅威が生じる。企業等所属の会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

一 業務を適切に遂行するために必要な情報が不足している場合

二 業務を適切に遂行するために必要な経験、訓練又は教育が不足している場合

三 業務を適切に遂行するために必要な人的・物的資源が不足している場合

四 業務を適切に遂行するために必要な時間が不足している場合

3 企業等所属の会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。

一 専門家から必要な助言や支援を受けること。

二 業務を適切に遂行するための研修を受けること。

三 業務を適切に遂行するための十分な時間を確保すること。

四 所属する組織の上級機関に相談すること。

五 独立した専門家又は専門職業団体に相談すること。

(金銭的利害)

第 28 条 企業等所属の会員、その配偶者又は企業等所属の会員と生計を一にする2親等以内の親族が、所属する組織との間に金銭的利害を有する場合、公正性又は守秘義務の原則に対する脅威が生じる可能性がある。企業等所属の会員は、脅威の程度を評価し、脅

威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 2 公正性又は守秘義務の原則に対する脅威が生じる可能性のある状況には、次の事項が挙げられる。
 - 一 企業等所属の会員が所属する組織との間に有する金銭的利害に、当該会員の意思決定が直接的に影響を及ぼすこと。
 - 二 企業等所属の会員が受け取る利益連動型報酬等の額に、当該会員の意思決定が直接的に影響を及ぼすこと。
 - 三 企業等所属の会員が保有する、所属する組織のストック・オプション（間接的保有を含む。）の価値に、当該会員の意思決定が直接的に影響を及ぼすこと。
- 3 企業等所属の会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 所属する組織の上級機関に相談すること。
 - 二 独立した専門家又は専門職業団体に相談すること。

(情報の改ざん及び機密情報の利用)

第 29 条 企業等所属の会員は、自己の利益のために情報を改ざんし、機密情報を利用してはならない。

(勧誘)

第 30 条 企業等所属の会員、その配偶者又は企業等所属の会員と生計を一にする 2 親等以内の親族に対し、贈答、接待又は優遇などが提供され、その意図が企業等所属の会員の行動若しくは意思決定に不当な影響を及ぼすこと、違法若しくは不誠実な行動を示唆すること又は機密情報を引き出すことなどを目的とする場合には、公正性又は守秘義務の原則に対する脅威が生じる。企業等所属の会員は、脅威の程度を評価し、脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない。

- 2 企業等所属の会員が講じるべき適切な措置としては、次の事項が挙げられる。
 - 一 勧誘を受けた場合には、直ちに、所属する組織の責任者に通知すること。
 - 二 法律相談を受けることを検討した上で、専門職業団体若しくは勧誘した者の雇用主などの第三者に通知すること。
 - 三 企業等所属の会員、その配偶者又は企業等所属の会員と生計を一にする 2 親等以内の親族が、雇用上の状況によって勧誘を受ける可能性がある場合、当該親族に対し生じる脅威と講じるべき適切な措置を知らせること。
- 3 企業等所属の会員は、他の者や組織の意思決定に不当な影響を及ぼすこと、又は機密情報を引き出すことを目的に勧誘を行ってはならない。

定義

専門業務

公認会計士法第2条第1項及び同第2項の業務又は企業等所属の会員の業務

潜在的な依頼人

会員に専門業務を依頼しようとする企業等

基本原則に対する脅威

基本原則の遵守に障害となるもの

なお、脅威の多くは、次の部類のいずれかに該当する。

(1) 自己利益の脅威

会員、会員の配偶者又は会員の2親等以内の親族の金銭的その他の利害関係によつて生じる脅威

(2) 自己レビューの脅威

自らが下した判断を、自ら再評価する場合に生じる脅威

(3) 擁護の脅威

客觀性が損なわれるほどに、依頼人若しくは雇用主の立場又は主張を擁護する場合に生じる脅威

(4) 飼れ合いの脅威

密接な関係によって特定の者の利害にとらわれ過ぎる場合に生じる脅威

(5) 脅迫の脅威

脅迫又は潜在的な脅迫により、客觀的な判断又は行動ができなくなる場合に生じる脅威

適切な措置

基本原則に対する脅威となる状況又は関係を認識した場合における講じるべき安全措置

会計事務所等

会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人並びにこれらと支配従属関係にあるもの

会計事務所等所属の会員

会計事務所等に所属する会員。監査、コンサルティングなど提供する専門業務の種類は問わない。

業務チーム

特定の専門業務を遂行するすべての従業者。会計事務所等が当該業務に関連して委託し

た専門家も含む。

現任会員

現在、依頼人のために監査又は会計、コンサルティング、その他類似の専門業務を遂行している会計事務所等に所属する会員

広告

業務を獲得する意図をもって、会員が提供する専門業務及び技能に関する情報を伝達すること。

金銭的利害

企業の持分証券若しくはその他の証券、又は無担保社債、債券若しくはその他の債務証券に対する持分。その持分を取得する権利・義務及びその持分に直接関係するデリバティブを含む。

保証業務

主題に責任を負う者が一定の規準によって当該主題を評価又は測定した結果を表明する情報について、又は当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告する業務

保証業務チーム

- (1) 保証業務に携わる業務チームのすべての者、その他、保証業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務所等内の全員。これには次の者が含まれる。
 - ① 保証業務の遂行に関連して保証業務執行責任者の報酬を勧告するか、あるいは同責任者について直接的な監督、管理、又はその他の監視を行う者。財務諸表監査業務に関しては、業務執行責任者より上位の上級職は会計事務所等の最高責任者に至るまですべての者
 - ② 保証業務のために技術的な、又は業界固有の事項、取引、事象について助言を提供する者
 - ③ 保証業務のために品質管理を行う者（保証業務の検証を実施する者を含む。）
- (2) 財務諸表監査業務の結果に直接的影響を及ぼすことのできる業務提携関係にある会計事務所等のグループ内の全員

ネットワーク・ファーム

ネットワークに所属する会計事務所等又は事業体

ネットワーク

(1)と(2)の条件の両方を備えた組織体

(1) 所属する会計事務所等又は事業体間の相互の協力を目的とすること。

(2) 次のいずれかを備えていること。

① 利益の分配又は費用の分担を明確に目的にしている。

② 共通の事業戦略

③ 共通の所有、支配及び経営

④ 共通の品質管理の方針及び手続

⑤ 共通のブランド名の使用

⑥ 事業上のリソースの大きな部分の共有

企業等所属の会員

企業、教育機関、非営利法人、行政機関などにおいて雇用されている若しくは従事している会員又はこのような事業体から業務の委託を受けている会員

関連企業等

依頼人との間に次のいずれかの関係を有する企業

- (1) 依頼人を直接又は間接に支配する企業。ただし、依頼人がその企業にとって重要である場合に限る。
- (2) 依頼人に対し直接的な金銭的利害を有する企業。ただし、その企業が依頼人に対し強い影響力を有し、依頼人に対する利害がその企業にとって重要である場合に限る。
- (3) 依頼人が直接又は間接に支配している企業
- (4) 依頼人又は依頼人と上記(3)の関係にある企業が直接的な金銭的利害を持つことにより重要な影響力を及ぼす会社で、依頼人及び依頼人と上記(3)の関係にある企業にとって当該金銭的利害が重要である会社
- (5) 依頼人と共通の企業によって支配されている企業。ただし、この企業と依頼人がともに両者を支配する企業にとって重要である場合に限る。

直接的な金銭的利害

次の条件を満たす金銭的利害

- (1) 個人又は企業により直接所有され、かつ管理下にあるもの（他の者に一任ベースで管理させるものを含む。）
- (2) 合同運用型の投資形態、不動産、信託、又は仲介者を経由して受益的に所有されるもので、その持分に対し個人又は事業体が、現在、管理しているもの

間接的な金銭的利害

個人又は企業が支配していない集合投資商品、不動産、信託、その他の仲介を経由して、

利益を目的に所有している金銭的利害

役員等

役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（経営の意思決定に重要ななかかわりを持つ使用人を含む。）

附 則（平成 12 年 7 月 6 日）

- 1 この全部改正規定は、会則第 26 条、第 28 条及び第 30 条の改正について、金融庁長官の認可のあった日（平成 12 年 8 月 25 日）から施行する。
- 2 この規則の解釈については、この規則に関する注解を斟酌するものとする。
- 3 前項の注解については、理事会が定める。

附 則（平成 15 年 12 月 2 日改正）

この改正規定は、会則の改正について、金融庁長官の認可のあった日（平成 15 年 12 月 24 日）から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 7 月 6 日改正）

この改正規定は、平成 16 年 7 月 7 日から施行し、同日以降に開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 16 日改正）

注解 11.2 に(12)を加える改正は、平成 18 年 2 月 16 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査業務から適用する。

附 則（平成 18 年 12 月 11 日改正）

- 1 この改定規定は、会則第 44 条の改正について、金融庁長官の認可のあった日（平成 19 年 2 月 2 日）から施行し、第 15 条を削る改正規定を除き平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、適用の日より前に契約を締結した業務には適用しない。
- 3 会員が、第 15 条を削る改正規定の施行日前に行なった財務書類等の監査業務に係る行為については、なお従前の例による。
- 4 第 16 条のうちネットワーク・ファームに係る改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、会員が平成 19 年 4 月 1 日から適用することを妨げない。
- 5 この規則に関する注解は、第 1 項の適用日に廃止する。

附 則（平成 19 年 12 月 10 日改正）

この改正規定は、平成 19 年 12 月 11 日から施行し、公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行の日（平成 20 年 4 月 1 日）から適用する。ただし、第 16 条第 5 項各号列記以外の部分の改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。